

### III 研究ノート III

## 欧州困窮者援助基金(FEAD)の2019年中間評価と 欧州社会基金(ESF)への統合について

豊 嘉 哲

### 第1節 はじめに

欧州困窮者援助基金 (Fund for European Aid to the Most Deprived: FEAD) は EU (European Union) の基金の一つとして2014年に創設された。その簡潔な解説は欧州議会 (European Parliament: EP) によってなされており、それによれば FEAD の核心は次の4つの活動で構成される (EP, 2019, p.3)。第一の活動は食料支援である。例えば、困窮状態にある人びとへの食品や食事の提供、貧困もしくは社会的排除の危機にさらされた子どもに対する学校での昼食の提供、寄付される食料の収集と配給などである。第二に、基礎的な衛生用品や家事用品、衣類、ホームレスのための寝袋、学用品など、必要物品の支援も FEAD の中心的活動の一つである。第三の活動として、助言と指導を通じて困難を軽減することを目的とした、第一及び第二の活動に付随する措置 (付随的措置) を挙げることができる。これは、基本的人権、栄養と健康、利用可能な社会サービスと教育サービス、ホームレスの一時的シェルターなどに関する助言と指導による。第四の活動は社会的包摂活動、例えば心理面での支援や語学コースなど現存の支援及び社会サービスの利用可能性を改善する活動である<sup>1)</sup>。

1) 第一の活動である食料支援の例として、売れ残り食材を用いた作りたてスープの配給 (ベルギー)、無料の朝食の提供を通じた栄養不良及び早期退学の予防 (キプロス)、食料配給から不名誉を取り除くための連帯スーパーマーケット (スペイン) がある。第二の物的支援の例として、国全体での学校用品の提供 (オーストリア)、衛生用品、学校用品及び運動具の提供 (クロアチア)、FEAD受給者の玄関先での食料と物品の提供 (スロバキア)、第三の付随的措置の例として、不利な状況に置かれた人びとの出産育

EUの基金に対する評価がEU諸機関によってなされるのは珍しいことではない。FEADも例外ではなく、欧州委員会がEuropean Commission (2019a) という形でFEADの中間評価<sup>2)</sup>を2019年3月27日に公表した。その内容は第3節で確認するが、FEADに基づくプログラムの継続は強く支持されるという欧州委員会の中間評価の結論を欧州議会は紹介している (EP, 2019, pp.3-4)。他方で欧州会計検査院 (European Court of Auditors: ECA) もまた、ECA (2019) の刊行 (2019年4月3日) を通じてFEADの評価を提示した。そのやや批判的な結論を、同じく欧州議会は次のように紹介した。すなわち、FEADによって加盟国は社会的包摂のための措置を実施できるようになっているにもかかわらず、実際にはFEAD予算の80%が食料支援に充てられ、社会的包摂の措置はほとんど実施されていないため、FEADが貧困を削減できるとはまだ実証されていない (EP, 2019, p.4)。

EP (2019) を利用してFEADに対する欧州委員会及びECAの評価を紹介したが、以下では両者の評価報告書の原文を手がかりとして評価の相違について論じたい。次節ではFEADの成立過程を整理する。第3節では、加盟国がFEADをどのように実施しているかを監督する立場にある欧州委員会によるFEADの評価を確認する。第4節では、まずECAのFEADに対する評価と勧告を、次にそれへの欧州委員会のリプライを示した後、2021年以降のFEADについて、特にそれが欧州社会基金 (European Social Fund:

---

児に対する資金提供 (キプロス)、移動に困難がある人への支援 (フランス)、脆弱な状況に陥りドイツに入学してきたEU市民へのカウンセリング (ドイツ)、第四の社会的包摂活動の例として、調理を通じた女性ホームレスの社会復帰支援 (チェコ)、魚釣りの習得を通じた自給自足率の向上 (ラトビア)、ダンスと英語のワークショップ (スロベニア) がある (EP, 2019, p.3)。

- 2) FEADを創設した規則223/2014の第17条1は欧州委員会に対して、2014年から2017年末を対象期間とするFEADの中間評価 (Mid-Term Evaluation) を2018年末までに欧州議会と理事会に報告することを要求していた。「中間」評価である理由は、EUがその財政期間を7年間 (2014~20年) で一期間としているためである。
- 3) ESFは雇用と社会的包摂を後押しするための、すなわち第一に人びとができる限り良い職に就き、第二に不利な状況に置かれた人びとが社会に統合され、第三にすべての人により公正な機会を確実に提供するための、EUの基金である (<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=325>)。2020年3月7日閲覧。脚注でURLを示した資料はすべて同様。

ESF)<sup>3)</sup>に統合されることに関連して、何が論点となるのかを明示して本稿を閉じる。

## 第2節 FEADの概説

本節ではEP(2019)を利用してFEADの概要を紹介するが、これ以外に島村(2017)及び拙稿(2017)も参照。

### (1) FEAD誕生の背景：AROPE

2008年の危機以降、貧困と社会的排除に対する闘いはEUの優先事項の一つとなった。2010年のEU首脳会議で合意された欧州2020戦略(Europe 2020 strategy)<sup>4)</sup>では、貧困または社会的排除のリスクにさらされている(At Risk of Poverty or Social Exclusion: AROPE<sup>5)</sup>)人の数を2020年末までに少なくとも2000万人減らすことが目的の一つに数えられた。この課題がEUにとってきわめて重要であることは、欧州委員会が2017年に立ち上げたイニシアティブである「欧州社会権の柱(European Pillar of Social

- 4) 欧州2020戦略は賢明な成長、持続可能な成長及び包摂的成長を柱とする10カ年計画である。これらの実現のために、雇用、研究開発、気候変動・エネルギー、教育、貧困・社会的排除の5部門で重点目標が掲げられ、7つの主要施策が打ち出された。駐日欧州連合代表部のサイト(<http://eumag.jp/feature/b0315/>)を参照。このサイトでは欧州2020戦略の貧困削減目標及びFEADも説明されている。
- 5) López Vilaplana(2013, p.7)によれば、AROPEとは(a)貧困リスクにさらされている、(b)労働強度の非常に低い家計で生活している、もしくは(c)深刻な物質的困窮に直面しているのいずれかに当てはまる状態を意味する。貧困リスクにさらされている状態とは、所得(家計の人数や構成などを考慮して算定された可処分所得)が各加盟国の所得中央値の60%に満たない状態を指す。労働強度とは、ある家計において労働人口年齢(18歳以上59歳以下)に属している構成員(ただし一人以上の親と住み、就労していない18歳以上24歳以下の者を除く)が実際に働いた月数を労働が可能だった月数で除した値であり、これが0.45未満(0.20未満)であれば労働強度が低い(非常に低い)とみなされる。物質的剥奪が深刻な状態とは、次に挙げる9項目のうち4項目以上を賄えない生活を強いられている状態を指す。1. 家賃および公共料金の支払い。2. 自宅を離れて一週間の休暇を楽しむための金銭。3. 二日に一度以上の肉や魚(ペジタリアンについてはそれに相当するタンパク質)の食事。4. 予想外の支出。5. 家庭用電話および携帯電話。6. カラーテレビ。7. 洗濯機。8. 自動車。9. 自宅の暖房。
- 6) 欧州委員会のサイト([https://ec.europa.eu/commission/priorities/deeper-and-fairer-economic-and-monetary-union/european-pillar-social-rights\\_en](https://ec.europa.eu/commission/priorities/deeper-and-fairer-economic-and-monetary-union/european-pillar-social-rights_en))及び駐日欧州連合代表部のサイト(<http://eumag.jp/issues/c0218/>)を参照。「欧州社会権の柱」の20の基本原則は3つのカテゴリーに配置されている。「機会均等と労働市場への平等なアクセス」

Rights)』<sup>6)</sup>の20の基本原則に社会的包摂が記載されたことにも現れている。

具体的な数字に目を向けると2014年においてEU28カ国の人口の四分の一に当たる1億2200万人が AROPE の状態にあった。より詳しく指摘するならば、総人口の17.2%が金銭的に貧困のリスクにさらされ、11.1%が労働強度の非常に低い家計で生活し、9.0%が深刻な物質的困窮に直面していた。

## (2) MDPからFEADへ

支援を必要とする人びとへの食料の提供は困窮者向け食料支援プログラム (Food Distribution Programme for the Most Deprived Persons: MDP) という形で1987年からEUで実施されていた。注意を要するのは、MDPの主目的が困窮者支援ではなく過剰な在庫食料の処分だったという点である。EUの共通農業政策 (Common Agricultural Policy: CAP) が改革されたために在庫食料が減少したこと、さらにMDPを通じて食料を提供する際に在庫食料は配給してよいが購入された食料は利用できないと欧州司法裁判所が2011年に判断したことにより、MDPは継続が不可能となった<sup>7)</sup>。しかしながら、2008年以降に困窮者支援の必要性が高まったために、MDPの後継制度として規則223/2014に基づきFEADが創設され<sup>8)</sup>、それに2014~20年の多年次財政枠組み (Multiannual Financial Framework: MFF) の予算が与えられることになった。

## (3) FEADの目的、予算規模及びプログラムの運営

FEADに基づく4つの主要な活動 (食料支援, 基礎的物品の提供, 付随的措置, 社会的包摂活動) の内容はすでに本稿冒頭及び注1に示した。それを支える一般的目的は規則223/2014の第3条に記されている通り、社会的包摂

---

の категорияに属する, 1.教育, 訓練及び生涯学習, 2.ジェンダーの平等, 3.機会均等, 4.積極的な就業支援, 「公正な労働条件」に属する5.安定的かつ適応性のある雇用, 6.賃金, 7.就業条件と解雇の際の保護に関する情報, 8.労使対話と労働者の参加, 9.ワークライフバランス, 10.健康的で, 安全で, 十分な適応性のある労働環境とデータ保護, 「社会的保護と社会的包摂」に属する11.保育と子ども支援, 12.社会的保護, 13.失業給付, 14.最低所得, 15.高齢者の所得と年金, 16.医療, 17.障がい者の包摂, 18.長期介護, 19.住宅とホームレス支援, 20.不可欠なサービスへのアクセス。

7) MDPの継続が不可能となった経緯の詳細について拙著 (2016, 第7章) を参照。

8) MDPには一部の加盟国が参加しなかったという点で, それはFEADと異なる。

の促進であり、究極的にはEUにおける貧困の撲滅に貢献することである。FEADは、困窮者への非金銭的援助を通じて最悪の形態の貧困からの脱却を模索するが、その際にESFなどのEUの基金や、加盟国独自の貧困撲滅政策及び社会的包摂政策と手を携える。

FEADに充てられるEU予算はMFFの項目1「賢明かつ包摂的な成長」の「経済的、社会的、及び領域的結束」に由来する。2014~20年のMFF全期間を通じて約38億ユーロ(MFFの0.35%)がFEAD予算として計上され、そのうち2018年には5.6億ユーロ(その年のEU予算の0.36%)、2019年には5.7億ユーロ(同0.34%)の予算割り当てが約束された。これらEUの負担に加えて、共同資金負担(co-finance)の原則に基づき加盟国もFEADに一定の資金を提供することになっている。この原則によればFEADで実施される支援プログラムの経費の少なくとも15%を加盟国が負担する<sup>9)</sup>ため、2014~20年のFEAD予算は総額約45億ユーロになる。

FEAD予算を用いてどのようなプログラム(Operational Programme: OP)を実施するかは加盟国の裁量に任される。食料支援、基礎的物品の提供、付随的措置、社会的包摂活動のすべての実施が加盟国に義務づけられている訳ではなく、各地域の必要に応じて加盟国は実施内容を自由に決定できる。

実際に支援の提供に関わるのは、加盟国が目的と透明性の基準に沿って選出したパートナー団体(公的団体やNGO)である。これらは、加盟国のFEAD管理当局(managing authorities)、EUレベルのNGO及びEU諸機関とネットワークを組み、困窮者支援の優れた実践の事例を共有している。

#### (4) 2021年以降のFEAD

貧困や社会的排除の撲滅を目的としたEU最大の基金は2020年時点でESFである。2018年5月、欧州委員会は、ESFをESF+に変更してそれに1012億ユーロの予算(2021~27年MFF)を割り当て、さらにその中に

9) 加盟国は15%を上回る限り、自由に資金をFEADに充てることができる。現実には16%を上回るベルギーを除き、どの加盟国も総経費のほぼ15%を負担している。後述の表4を参照。

FEADを組み込むことを提案した (European Commission, 2018)。したがって2021年以降のFEADは、若年就労イニシアティブ、就労・社会的イノベーションプログラム及びEU健康プログラムとともにESF+を構成し、独立の基金ではなくなると予想される。

### 第3節 欧州委員会によるFEADの中間評価

本節の記述は欧州委員会によるFEADの中間評価報告書 (European Commission, 2019a) に基づく。

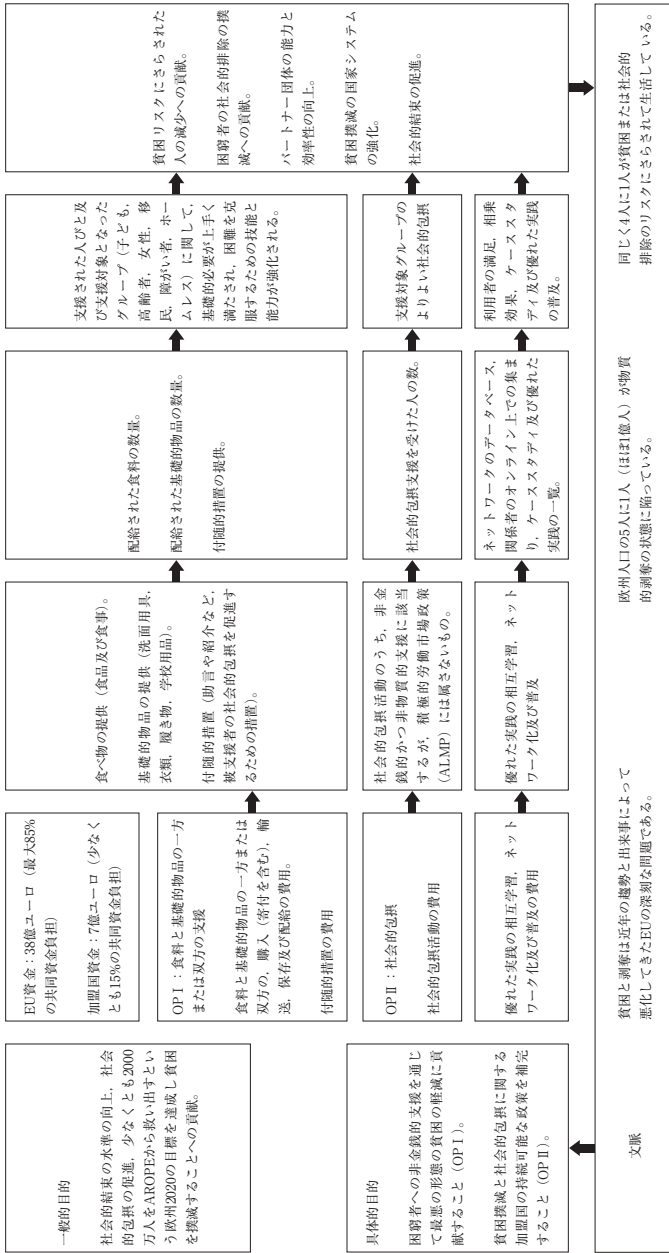
#### (1) FEADの目的と2つのOP

FEADには2つの具体的目的があり、それぞれに対応したOPが設定されている (図1を参照)。第一の目的は、食料と基礎的物品の一方または双方を困窮者に届けるという形式の非金銭的支援により最悪の形態の貧困を軽減することである。これに対応する活動がOP Iである。第二の目的は、困窮者の社会的統合を目的とした社会的包摂活動により、加盟国の貧困撲滅及び社会的包摂のための持続可能な政策をFEADが補完することである (貧困撲滅及び社会的包摂は加盟国の責任に帰することに注意されたい)。OP IIを構成するのは、この目的に合致するが、積極的労働市場政策 (Active Labour Market Policy: ALMP)<sup>10</sup> に属さない活動である。

各加盟国がどちらのOPを実施しているかは表1に示した。前節で記した通り、OPの具体的活動を担うのはパートナー団体と呼ばれる、国・地方・地域それぞれのレベルにおいて社会的包摂活動を実践してきた組織である (例えば赤十字社)。OP Iで困窮者に届けられる食料や物品について、オーストリアのように困窮者が選択できる場合もあれば、ベルギーのように彼らに選択肢がない場合もある。また、パートナー団体が彼らの必要を考慮して選択する場合 (例えばチェコ) もある。

10) ALMPとは、「欧州社会権の柱」(その原則の一つである積極的な就業支援)にしたがえば、職業の紹介、職業訓練、資格の再認定などを通じて、就業していない人の就業や自営の可能性を高める政策である。

図1：FEADによる介入の道筋



出所：European Commission (2019a), p.4, Figure 1.



表1：FEADで実施された支援の種類

OP	支援の種類	国名
I	食料のみ	ベルギー、ブルガリア、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、マルタ、ポーランド、スロベニア、英国 (10カ国)。
	基礎的物品のみ	オーストリア (1カ国)
	食料と基礎的物品	キプロス、クロアチア、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、ラトビア、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア (13カ国)。
II	社会的包摂	ドイツ、デンマーク、オランダ、スウェーデン (4カ国)。

出所：European Commission (2019a), p.7, Figure 2.

作成者注：各国で実施されたOPについて、本稿末の表A1も参照。さらに詳細な情報については、欧州委員会によるケーススタディ *Diverse Approaches to Supporting Europe's Most Deprived - FEAD Case Studies 2019* (<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=738&langId=en&pubId=8261&furtherPubs=yes>) などを参照。

## (2) FEADの管理における欧州委員会と加盟国の分担

FEADの管理は加盟国とEUによって分担される (shared management)。加盟国は、各国の貧困と剥奪の状況及びそれへの政策を踏まえて、OPの目的、パートナー団体の選出など支援の具体的な形態、支援対象グループ、そして支援の地理的範囲を決定する。またOPごとに管轄の部局 (authorities)<sup>11)</sup> を指定すると同時に、それらの日々の業務に責任を負う。

他方で、欧州委員会は加盟国と協力して、資金管理や期待される結果の実現などについて全般的な監督を行う。なおFEADの技術的支援は欧州委員会のみが担当する。

## (3) FEADの資金支出

2014～20年 MFF においてFEADの資金がEUから各国にいくら割り当てられたかを示したのが表2である。それに対して2017年までの4年間に何ユーロのFEAD資金が使われたかを示すのが表3及び4である。その使われ

11) FEAD設立の規則223/2014 (第31～37条) によれば管理部局 (managing authority)、認証部局 (certifying authority) 及び監査部局 (audit authority) の指定がOPに必要なである。



表2：FEADの資金配分（名目額、加盟国負担分は除く）

国	配分額100万ユーロ	結束政策の全配分額に 占めるFEADの割合 (%)
オーストリア	18.0	1.4
ベルギー	73.8	3.1
ブルガリア	104.8	1.3
クロアチア	36.6	0.4
キプロス	3.9	0.5
チェコ	23.3	0.1
デンマーク	3.9	0.7
エストニア	8.0	0.2
フィンランド	22.5	1.5
フランス	499.3	3.0
ドイツ	78.9	0.4
ギリシャ	281.0	1.6
ハンガリー	93.9	0.4
アイルランド	22.8	1.9
イタリア	670.6	1.9
ラトビア	41.0	0.9
リトアニア	77.2	1.1
ルクセンブルグ	3.9	6.3
マルタ	3.9	0.5
オランダ	3.9	0.3
ポーランド	473.4	0.6
ポルトガル	176.9	0.8
ルーマニア	441.0	1.8
スロバキア	55.1	0.4
スロベニア	20.5	0.6
スペイン	563.4	1.8
スウェーデン	7.9	0.4
英国	3.9	0.0
合計	3,813.7	1.0

出所：European Commission (2019a), p.6, Table 1.

作成者注：2014～20年MFFにおける結束政策とは、EUのすべての地域と都市を対象とするEUの主要な投資政策であり、その目的は職の創出、ビジネスの競争力、経済成長及び持続可能な発展を支援し、市民の生活の質を向上させることである。結束政策の財源となる基金はESF、欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund) 及び結束基金 (Cohesion Fund) である。2014～20年MFFの結束政策は約3500億ユーロの予算割り当てで始動した。An Introduction to EU Cohesion Policy 2014-2020 ([https://ec.europa.eu/regional\\_policy/sources/docgener/informat/basic/basic\\_2014\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/regional_policy/sources/docgener/informat/basic/basic_2014_en.pdf)) を参照。

表3：FEADの支出額（単位：100万ユーロ）

	2014年	2015年	2016年	2017年	合計
OPの支援の条件を明記した文書において承認された公的支出額（加盟国の共同負担分を含む）	322.5	444.2	569.5	637.3	1,973.5
パートナー団体に負担されOPの実施に際して支払いがなされる公的支出額	96.3	395.2	434.9	405.2	1,331.6
欧州委員会に申告された公的支出額の合計	0.0	46.4	353.4	475.0	874.8

出所：European Commission (2019a), p.8, Figure 3.

表4：国別FEAD支出額

国	2014～20年MFFの配分総額（加盟国の共同資金負担分を含む、100万ユーロ）	2014～17年にパートナー団体に負担され、OPの実施に際して支払いがなされる公的支出額（100万ユーロ）	資金の利用割合（OPの実施率）（%）	EU負担分（表2）	加盟国負担分/EU負担分（%）	加盟国負担分/総額（%）
オーストリア	21.2	8.5	40.1	18.0	17.778	15.09
ベルギー	88.2	41.6	47.1	73.8	19.512	16.33
ブルガリア	123.3	47.7	38.7	104.8	17.653	15.00
クロアチア	43.1	7.6	17.6	36.6	17.760	15.08
キプロス	4.6	0.4	7.7	3.9	17.949	15.22
チェコ	27.4	5.4	19.6	23.3	17.597	14.96
デンマーク	4.6	0.9	19.6	3.9	17.949	15.22
エストニア	9.4	4.3	46.0	8.0	17.500	14.89
フィンランド	26.5	7.3	27.5	22.5	17.778	15.09
フランス	587.4	257.7	43.9	499.3	17.645	15.00
ドイツ	92.8	20.5	22.0	78.9	17.617	14.98
ギリシャ	330.6	24.7	7.5	281.0	17.651	15.00
ハンガリー	110.5	3.7	3.3	93.9	17.678	15.02
アイルランド	26.8	3.3	12.5	22.8	17.544	14.93
イタリア	788.9	154.8	19.6	670.6	17.641	15.00
ラトビア	48.3	13.5	27.9	41.0	17.805	15.11
リトアニア	90.8	31.3	34.4	77.2	17.617	14.98
ルクセンブルグ	4.6	1.7	37.1	3.9	17.949	15.22
マルタ	4.6	1.6	34.5	3.9	17.949	15.22
オランダ	4.6	1.6	33.5	3.9	17.949	15.22
ポーランド	556.9	178.3	32.0	473.4	17.638	14.99
ポルトガル	208.2	22.2	10.7	176.9	17.694	15.03
ルーマニア	518.8	170.5	32.9	441.0	17.642	15.00
スロバキア	64.8	11.0	17.0	55.1	17.604	14.97
スロベニア	24.1	8.3	34.5	20.5	17.561	14.94
スペイン	662.8	301.1	45.4	563.4	17.643	15.00
スウェーデン	9.3	2.2	24.0	7.9	17.722	15.05
英国	4.6	0.0	0.0	3.9	17.949	15.22
合計	4,488.1	1,331.6	29.7	3,813.7	17.684	15.03

出所：European Commission (2019a), pp.8-9, Table 2.

方には次の2つの特徴がある。第一に、加盟国の共同資金負担分を含めて約20億ユーロが利用可能だった<sup>12)</sup>にもかかわらず、パートナー団体<sup>13)</sup>がOPの実施で負担し、FEADから受け取る額は13億ユーロ程度でしかない。そしてその95%がOP Iで支出されたことが第二の特徴である (European Commission, 2019a, p.8)。

表4に示されているように、FEAD資金の利用状況から見てOPの実施率の差は著しい。例えばギリシャの実施率が2017年時点でも低いのは、欧州委員会によるOPの承認が遅れたために開始時期がずれ込んだからである。ハンガリーとキプロスでも開始が遅れたが、それはOPの管理のインフラが機能するまでに時間がかかったからである。2014年に実際に食料を配った国は8カ国に過ぎず、翌年になってもそれは15カ国にとどまったという数字が、開始時期の遅れという現象を証明している。その一方で、スウェーデン、オランダ、スロバキアのように、初期のもたつきにもかかわらず実施状況を2016、17年に改善した国もある。加盟国はOPの実施にあたり欧州委員会から管理部局の指定と支援配給制度の構築を求められるが、一般的に言って、FEADの前身であるMDPで利用されたものを引き継いで利用した場合に、OPの開始時期は早められた (European Commission, 2019a, p.8)。

#### (4) OPの実施内容

欧州委員会の中間評価報告書 (p.10) によると、FEADは年間1270万人 (2014~17年の平均値) を支援したが、OP Iの食料支援を受けた人の性別はおおよそ半半ずつであった。15歳以下の子どもは全体の30%、移民やマイノリティが11%、65歳以上の人が9%、障がい者が5%、ホームレスが4%であった。

2014~17年に食料は22カ国で配給され、その総重量は130万トンを超え

12) FEADには事前支払い (pre-financing) という制度がある。これはOPの承認の時点で割り当て額の11%が欧州委員会から管理部局に支払われるというものである。

13) 原文では「受益者 (beneficiaries)」 (European Commission, 2019a, p.8) と記載されているが、FEADの規則223/2014第2条9に従えばそれは事実上パートナー団体を意味する。受益者と支援の受給者との混同を防ぐため、ここでは受益者をパートナー団体と記す。

る。この4年間に食料配給に最も熱心だったのはスペイン（31.5万トン）で、それにフランス（29.4万トン）、ポーランド（18.9万トン）、イタリア（17.9万トン）、ルーマニア（16.6万トン）が並び<sup>14)</sup>、この5カ国で総量の88%を配った。表4から分かるように、この5カ国はFEAD 資金配分額上位5カ国と一致している。

基礎的物品の支援に目を移すと、最も多くの支援を実践したのがオーストリアである。4年間で779万ユーロ相当という支援の規模は加盟国全体の46%を占める。これに次ぐのが332万ユーロ相当の支援を行ったギリシャである<sup>15)</sup>。しかしながら、基礎的物品の支援のために割り当てられた額に対する配給した物品の総額という比率を基準として比較すると、ギリシャのそれは1.0%であるのに対して、スロバキアは48.0%、オーストリアは38.6%、チェコは23.2%、ラトビアは19.4%、ルクセンブルグは16.6%となっている。

次にOP IIであるが、OP Iと比較してこれの規模は極めて小さい。2014～20年 MFF において、これに充てられる EU 負担の資金は4カ国合計でも1億ユーロに満たず（ドイツ7890万ユーロ、スウェーデン790万ユーロ、デンマークとオランダがともに390万ユーロ）、支援対象となった人の数が少ないことは表5から一目瞭然である。

---

14) European Commission (2019a), Annex IIIによる。これには2014～17年のFEADの詳細なデータ（配給された乳製品の量、支援を受けたホームレスの人数、学校用靴を配った国といった支援の具体的内容）が記載されている。例えば4年間で配給された乳製品（その総量は約40.0万トン）の90%以上は、フランス（16.4万トン）、スペイン（11.1万トン）、イタリア（5.7万トン）、ポーランド（4.1万トン）の上位4カ国で配られた。

15) European Commission (2019a, p.12) の記述ではなく、同Annex III (p.63) の数値に基づいて算出した。

表5：2014～17年にFEADの支援を受けた人の数（1000人）

国	食料支援（OP I）を受けた人の数	基礎的物品的の支援（OP I）を受けた人の数	社会的包摂の支援（OP II）を受けた人の数
オーストリア	n	119.1	n
ベルギー	1,110.4	n	n
ブルガリア	640.4	n	n
クロアチア	208.4	72.0	n
キプロス	2.0	0.0	n
チェコ	170.0	138.9	n
デンマーク	n	n	1.0
エストニア	84.6	n	n
フィンランド	687.4	n	n
フランス	17,120.7	n	n
ドイツ	n	n	61.9
ギリシャ	674.0	617.5	n
ハンガリー	25.3	0.0	n
アイルランド	150.5	4.7	n
イタリア	8,287.4	0.0	n
ラトビア	194.2	63.7	n
リトアニア	935.2	0.0	n
ルクセンブルグ	33.4	33.4	n
マルタ	30.3	n	n
オランダ	n	n	1.5
ポーランド	4,123.0	n	n
ポルトガル	895.0	0.0	n
ルーマニア	6,347.8	0.0	n
スロバキア	350.5	272.9	n
スロベニア	550.2	n	n
スペイン	6,816.6	n	n
スウェーデン	n	n	1.6
合計	49,437.1	1,322.1	65.9

出所：European Commission (2019a), p. 66, 69, 70 により筆者作成。

原注：OP I について、ここに示された数値はパートナー団体の概算に基づく。受給者から情報を獲得しそれに基づいて数値を示すことは、期待も要求もされていない。ここで報告された数値は、何人の個人が受給したかというよりむしろ、のべ何回の受給があったかの概数であると解釈されなくてはならない。

作成者注：nはそのOPが実施されていないことを示す。

### (5) 中間評価報告書の結論

欧州委員会は、各加盟国の2017年実施報告書を踏まえて、中間評価報告書の結論 (European Commission, 2019a, pp.50-57) を「全般的に見て FEAD はその目的を達成することに成功してきた」という文章から書き始め、FEAD を次のように評した。FEAD は事前評価よりも多くの困窮者に支援を提供しただけではなく、対象グループの拡大、新たな活動の実施、地理的範囲の拡大という点でも貢献した。また FEAD の実施過程でそれに関わる主体 (加盟国及び地方自治体の部局、パートナー団体、その他の関与者) が協力しネットワークを構築することにより、優れた実践の事例が共有され、相互学習が可能となった。つまり FEAD の存在が、より多くの困窮者に社会的包摂に向けた一歩を踏み出させ、支援する側の能力を向上させた。

しかしながら FEAD に改善の余地があることも欧州委員会は認める。その第一は、欧州委員会にとっては意図せざる、被受給者の登録に由来する OP 運営上の負担の増大である。FEAD の規則に定められた EU 共通の水準を超えて、加盟国が独自に設定した登録の要件が過剰な負担を生む場合があり、この点で簡素化の余地は存在している。

さらに、運営上の負担は FEAD とその他の困窮者対策との連携についても発生する。FEAD は加盟国の貧困対策の補完<sup>16)</sup> であり、また「欧州社会権の柱」や ESF などの EU の施策とも補完しあう。これらの相乗効果を高めるため FEAD の運営上の負担を軽減することが期待される。

改善点と同時に、欧州委員会は維持すべき点も指摘している。その筆頭に挙げられるのが、加盟国による困窮者の定義である。現行の規則では困窮者の定義は加盟国によってなされ、これは補完性原則<sup>17)</sup> に整合的であると欧州

16) 限られた規模の FEAD がすべての貧困格差を埋め、困窮者を貧困から救い出すことは期待できない。この点で貧困と社会的排除に立ち向かう政策の実施に関する責任が依然として加盟国に残っている (European Commission, 2019a, p.53)。

17) 補完性原則 (the principle of subsidiarity) とは、意思決定は可能な限り市民に近いレベルで行われるべきであり、地域レベルや加盟国の行動では目的が十分には達成できないが EU レベルではよりよく達成できる場合に限り EU として行動をとる、とした EU の統治原則のことである。これにより、市民とかけ離れた政策決定が防がれる。駐日欧州連合代表部のサイト (<http://eumag.jp/questions/f0613/>) を参照。

委員会は述べている。さらに、これのおかげで、ある加盟国に特徴的な困窮者を支援する場合に、独自の基準やフィルターを導入できるとも指摘している。

次に、柔軟性の確保である。困窮者の定義についても当てはまるが、支援の受給資格の変更、支援計画の修正、配給する食料の構成の変更など、OPの運営に関して今後も加盟国に柔軟性が与えられるべきである。

さらに困窮者支援と並立される原則も維持されるべきである。それを構成するのは食料の無駄の削減、バランスの取れた食事の確保、公衆衛生の向上、ジェンダー間の平等、反差別、パートナーシップそして受給者への敬意である。

#### **第4節 ECAの評価及び勧告と欧州委員会のリプライ—2021年以降のFEADに関する論点—**

本節の記述はECAによるFEADの評価と勧告(ECA, 2019)に基づく。ECAはこれを公表するにあたって欧州委員会の2つの行動を考慮したと記している。第一にEuropean Commission (2019a)の公表であり、第二に2021~27年MFFからESFをESF+に変更してFEADをそれに組み込むという提案である。これに関連して欧州委員会は、2014~20年MFFにおけるFEADは困窮者の最も基礎的な必要に対処することによって彼らを助けるが、この助けは彼らにとって職に就く、もしくは職業訓練(例えばESFによって支援されるもの)を受けるための前提条件であるとそのホームページ<sup>18)</sup>に記載している。したがってFEADはESFと比較して、労働市場へのアクセスがより困難な困窮者を対象としていると言えよう。

##### **(1) ECAによるFEADの評価**

ECAはFEADに対する勧告を示す前に、否定的な評価を3点にまとめている(ECA, 2019, pp.32-34)。第一に、FEADがその関係者から高く評価されていることを認めた上で、それが困窮者の社会的包摂(OP II)を目標に

18) <https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1089>



掲げていながら、その前身である MDP の FEAD への継承が多くの加盟国によって採用されたため、支援内容が食料支援 (OP I) に偏っていると ECA は指摘した。実際、FEAD 予算の83%が食料支援に充てられている。この数字は、社会的包摂を目的とする EU 最大の基金である ESF を補完するために FEAD の予算措置を行うと答えた加盟国が存在しないという ECA の聞き取り調査 (ECA, 2019, p.17) と整合的である。

第二の否定的な評価はターゲティングに関わる。FEAD の資金のみを利用して AROPE の状態に陥った人びとに支援を提供する場合、一人あたり年5ユーロ分しか支援できないという事実が示すように、FEAD の資金規模は小さい。それにもかかわらずその効果を向上させるためには、欧州委員会も指摘した通り、加盟国が独自に行う困窮者向け政策や、ESF など EU の基金を用いた措置を、FEAD の OP と上手く連携させる必要がある。また OP の実施には数多くのパートナー団体に関わるが、それらは地元の困窮者の事情に精通しているが故に、その数が増加するにつれて困窮者の必要により幅広く対応することになる。つまり、資金規模の小ささ及び困窮者の多様な必要を前提として FEAD の効果を高めるためには、OP の詳細を加盟国が厳密に決めるにせよ、パートナー団体に裁量を与えるにせよ、どのような困窮者にどのような支援を提供するかを明確にしておく必要がある。

限られた資金を上手く利用し、支援を確実に困窮者に届けたと ECA が評価するのが、スロバキアの OP である (ECA, 2019, p.22)。スロバキアは支援対象を (a) ホームレス、(b) スロバキア政府による社会的支援の受給者及び (c) 社会的支援の提供団体 (例えば孤児院) に登録された人びとに限定し、それぞれに提供するものも明確にした<sup>19)</sup>。このように、加盟国ですでに機能している社会的支援の受給資格と FEAD の支援とを結びつけることにより、その効果を高めることができると同時に、モニターすることも容易になる。なお ECA の聞き取り調査によれば、EU 全体の管理部署の54%が、

19) ホームレスにはできたての食事を、社会的支援の受給者には食料または衛生用品を、そして社会的支援の提供団体に登録された人びとには寄付された食料を提供すると定められた。

FEADの支援を受けるためには加盟国または自治体による社会的支援の受給資格を必要とすると回答した。

これとは対照的に、困窮者の定義がEUではなく各加盟国によってなされることを利用して、それに幅を持たせて支援対象の範囲を広げている国もある。この手法を採用しているのは、MDPを引き継ぐ形で、すなわち食料支援としてFEADを実施している国（ベルギー、スペイン、フランス及びポーランド、表1を参照）である。この場合、支援のターゲティングが曖昧になるため、困窮者に必要な支援が届かずFEADの効果が散逸するというリスクを発生させることになる。

第三に、FEADはMDPになかった要素、すなわち困窮者の社会的包摂を新たに取り入れ強調しているが、それに関する量的データが欠けているためにOPの社会的包摂の側面をモニターできない。したがってFEADが困窮者の社会的包摂に貢献しているかどうかを測定することができない。この難点はFEADとESFの相互補完にも当てはまる。両基金は社会的排除の撲滅という目的を共有しつつ、労働市場へのアクセスの容易さを基準として支援対象者を分担していることは本節冒頭で述べた。しかし、FEADの被支援者がそれのおかげで困窮の度合いを低下させた結果、それを脱してESFの被支援者に転換したことを量的データに基づいて示すことができる加盟国は2カ国（エストニアとブルガリア）しか存在しない。

上記3点のECAによる総括は次の通りである。貧困を削減し困窮者の社会的包摂に貢献する効果的なツールとしてFEADは設計されていたかを吟味した結果、一方でFEADが食料支援を通じて貧困を軽減しただけでなく、斬新な社会政策的要素を伴っていたことにより、それは加盟国が社会的包摂を促進する可能性を高めたと言えるが、他方でOP IにせよOP IIにせよFEADのモニタリングに限界があることから、その貧困削減への貢献が十分に確立されたとは言えない（ECA, 2019, p.32）。

## (2) ECAによるFEADへの勧告

前項の評価を踏まえて、また2021年以降ESFがESF+に生まれ変わり

FEAD がそれに統合されることを見据えて、ECA は3点の勧告を行った (ECA, 2019, pp.33-34)。

第一の勧告は、支援のよりよいターゲティングである。欧州委員会は、ESF+ において OP を承認する際、困窮者に対する基礎的な食料と物品の支援 (すなわち OP I) に関するターゲティングを加盟国に要求するべきである。ターゲティングは、(a) 加盟国の貧困の状況をはっきりと描写すること、(b) 対象となる集団と使われる手段を明確にすること、(c) 介入の筋道、特に予想される帰結を示し、基準値を特定し、数値目標を設定する<sup>20)</sup> ことを通じてなされるべきである。

第二の勧告は、食料と基礎的物品的の受給者を対象とする社会的包摂のための付随的措置の堅持である。ESF+ を利用して困窮者に食料と基礎的的物品を提供し、その物質的剥奪に対処しようとする加盟国は、(d) 食料と基礎的物品的の支援を補完するために付随的措置を OP に含めなくてはならない、もしくは (e) どの社会的包摂措置が食料と基礎的物品的の受給者を対象としているかを OP で明示しなくてはならない。欧州委員会は OP を承認するにあたり (d) または (e) が確実に実施されるようにしなくてはならない。

第三の勧告は、支援受給者の社会的包摂に関する評価の改善である。FEAD や、加盟国もしくは ESF+ の社会的包摂措置を通じて食料と物品の支援を受けた人のうち、何人がその状況を改善できたかを評価する手法を、欧州委員会と加盟国は開発するべきである。

### (3) ECAの勧告に対する欧州委員会のリプライ

ECA (2019) の勧告に対する欧州委員会のリプライ (European Commission, 2019b) を見ると、欧州委員会は ECA の第二及び第三の勧告を概ね受け入れている。

しかしながら欧州委員会はターゲティングには賛同するものの、第一の勧告の数値目標の設定に反対を表明している (European Commission, 2019b,

20) ECAはMDPの評価に際しても、測定可能な目標を設定しそれが達成されたかを確認できる形でMDPを実施するように加盟国を促すべきだと欧州委員会に勧告していた (ECA, 2009, p.37)。

p.5)。FEAD は各加盟国の多様な社会状況への対策を補完するものであるため、OP I のような支援の計画を欧州委員会が承認する際に、目標と評価基準の設定を加盟国に求めることは有意義でないと欧州委員会は考えている。その根拠として、MFF の7年間で加盟国の状況及び必要は変化すること、また、時間経過につれて支援対象を変更したり、加盟国の政策を補完するためのさまざまな措置に変更を加えたりする柔軟性が加盟国に与えられるべきであることを挙げている。さらに、支援の実務がボランティアによって担当されている場合には、また被支援者に敬意を払うためにも、数値目標の設定の要求は比例性原則<sup>21)</sup>に反する可能性があるとも欧州委員会は指摘している。

FEAD と ESF の連携について、その成果を量的データで示すように求める ECA に対して欧州委員会は、FEAD の ESF+ への統合の提案者でありながらも次のように釘を刺す (European Commission, 2019b, pp.2-3)。これまで FEAD と ESF は、前者が基礎的必要すら満たされない困窮者に焦点を当て、後者が、既にそれが満たされ、より労働市場に近い人を対象とするという形で、役割を分担してきた。FEAD の被支援者には子どもや高齢者が多数含まれ、彼らは労働市場と関係がない。同じく支援を受けるホームレスや障がい者が、短期間のうちに ALMP の対象者になると期待することは難しい<sup>22)</sup>。中間評価報告書においても指摘した通り (European Commission, 2019a, p.55)、基礎的必要の支援から労働市場参入を目的とする支援への移行を実現させるために2つの基金の連携を模索することは、支援の対象となるグループが同一の場合に限って可能であろう。

---

21) 比例性原則 (the principle of proportionality) とは、EUがその権限をどのように行使すべきかの基準を示すものである。達成されるべき目的とそのために取られる手段との間でEUはバランスをとらなければならない。この原則は、EUが目的を達成するのに必要な範囲を超えて、権力を過剰に行使しないように制約する。駐日欧州連合代表部のサイト (<http://eumag.jp/questions/f0613/>) を参照。

22) 困窮者の年齢と社会的排除の状態に陥った理由を考えれば、彼らのうちごくわずかしが労働市場に入ることはできないとみなすことが合理的である (European Commission, 2019a, pp.56-57)。

#### (4) 2021年以降のFEADについて

既述の通り、2021年からESFがESF+に生まれ変わり、FEADはそれに統合される予定である。この制度変更に際してECAが重視するのは支援の明確化であるが、2つの論点で欧州委員会と意見の一致を見ていないと思われる。

第一の論点は被支援者の定義とデータの蓄積である。ECAは加盟国内で実施される社会的支援の受給資格をFEADの支援に結びつけることを推奨している。これを実施できれば、正確な量的データを蓄積し、FEADの評価と改善につなげることが可能となる。その一方で欧州委員会の中間評価報告書の一部の量的データ（本稿表5の基礎的物品の受給者数）には次のような注が付されている。すなわち「ここに示された数値[基礎的物品の受給者数、そのうち、15歳以下の子どもの数、65歳以上の人数、女性の数、移民・外国にルーツを持つ人・マイノリティの数、障がい者数、ホームレスの数]はパートナー団体の概算に基づく。受給者から情報を獲得しそれに基づいて数値を示すことは、期待も要求もされていない。ここで報告された数値は、何人の個人が受給したかというよりむしろ、のべ何回の受給があったかの概数であると解釈されなくてはならない」(European Commission, 2019a, p.69)。したがってこの数値は厳密とは言いがたいが、注1に示したスペインの食料支援の例にあるように困窮者がある種の支援を不名誉と感じる場合もあるため、FEADのデータ収集の現場において彼らに敬意を払った結果として厳密性に欠ける量的データが集められるということもあろう。決して均一とは言えない存在である困窮者の定義と分類、さらに彼らのデータの収集と蓄積を誰がどのように行うのかについて議論の余地が残っていると言える。

第二の論点はESF+におけるFEADの役割である。現在のFEADは労働市場に参入していない人をそれに参入させるという橋渡し機能を求められていない。2021年にFEADがESF+に統合されれば<sup>23)</sup>、両者の連携は強化

23) 欧州委員会のESF+創設の提案では、FEADをそれに統合しないという選択肢も記載されている (European Commission, 2018, p.11)

されるであろう。そのとき、FEADにこの橋渡し機能が付加されれば、労働市場との関連が薄い困窮者とFEADの関係をどのように設定するか、すなわちFEADの支援対象の明確化のためにこの関係を切断するのか、それとも労働市場との関連の濃淡にかかわらず、加盟国によって困窮者と定義される人はFEADの対象となるのか、検討されることになるだろう。

[2020年6月24日追記] 本稿校正中、欧州委員会はFEADのホームページ(本稿注18を参照)において、コロナウイルスの感染拡大及びその対策(Coronavirus Response Investment Initiative Plus: CRII+)との関連で、FEADの制度変更に言及した。

表A1：各加盟国のOP  
OP I

<p>オーストリア (EUからの資金配分は2014~20年MFFにおいて1800万ユーロ) 対象グループ：就学中の子どものいる家族。 物的支援：学校用品。 付随的措置：社会的包摂の程度を高める措置ならびに被支援者に合わせた助言及びオリエンテーションの活動。</p>
<p>ベルギー (7380万ユーロ) 対象グループ：すべて (すべてとは次の対象を指す (以下同様)。女性, 15歳以下の子ども, ホームレス, 65歳以上成人, 障がい者, 移民や外国にルーツを持つ人)。 物的支援：食べ物, 子どもへの物的支援。 付随的措置：既存の社会的サービスに関する助言と情報の提供, 精神・社会的支援の提案に加えて, 調理や健康的でバランスの取れた食事のワークショップの開催や, 借金の調停や家計のやりくりに関するサービスの提供も実施するパートナー団体があった。受益者 (注) が定期的に会合を持ち, 彼らの状況を検討し, 彼らが必要とする支援を検討した。</p>
<p>ブルガリア (1億480万ユーロ) 対象グループ：すべて及びロマ。 物的支援：食料及びできたての食事の提供。 付随的措置：食品詰め合わせを受け取る際に受益者は次の点で助言を受けた。バランスの取れた健康的な食事, 災害時に何をすべきか, 詐欺を認識する方法, 詐欺の被害に遭った場合にどのような行動を取るべきか。</p>
<p>クロアチア (3660万ユーロ) 対象グループ：すべて。 物的支援：食事, 食品詰め合わせ, 衛生用品, 学校用品, 運動具。 付随的措置：バランスの取れた栄養, 健康管理, 衛生, 育児と家計管理のリテラシーなどに関するカウンセリング。</p>
<p>キプロス (390万ユーロ) 対象グループ：困窮した公立学校の生徒。 物的支援：学校用品 (衣類と鞆) 付随的措置：なし</p>
<p>チェコ (2330万ユーロ) 対象グループ：すべて。 物的支援：食べ物, 物品。 付随的措置：受給者は彼らの社会的状況について助言を受け, 追加的援助 (例えば, 彼らの技能向上, 生活水準の改善, 社会や労働市場とのつながりの強化を助けるサービス) のための連絡も受けた。</p>
<p>エストニア (800万ユーロ) 対象グループ：すべて及び遠隔地居住者。 物的支援：食べ物, 食料廃棄の削減。 付随的措置：食品詰め合わせの受給者には追加的サービス (役所のサービス, 失業手当, ESF, 地元の非営利団体など) を受けるための情報も封書で渡された。パートナー団体は栄養などに関するカウンセリングを, 役所は借金に関するカウンセリングを実施した。元受刑者やアルコール中毒患者にはトレーニングプログラムが提供された。</p>



<p>フィンランド (2250万ユーロ)                  対象グループ：すべて及び遠隔地居住者。                  物的支援：食べ物の支援。                  付随的措置：パートナー団体は、公共のもしくは第三セクターのサービスや、社会的包摂を支援するプロジェクトについて、さらに社会的住宅や就業に関するサービスとその利用法について情報提供を行った。これに加えて栄養価の高い食事に関するカウンセリングやさまざまな社会的活動（食に関するイベント、マッサージ、散髪、ボランティアなど）もパートナー団体を実施した。</p>
<p>フランス (4億9930万ユーロ)                  対象グループ：すべて                  物的支援：食べ物の支援。                  付随的措置：貧困から抜け出すための指導と支援。</p>
<p>ギリシャ(2億8100万ユーロ)                  対象グループ：すべて及び遠隔地居住者。主たる支援対象は、不利な状況に置かれ子どもを抱えた家計（特に一人親と大家族）。                  物的支援：食品詰め合わせもしくは出来合いの食事、靴と衣類、学校用品、乳児用品。                  付随的措置：FEAD及び助言・支援サービス（子どもを対象にした心理・社会・栄養に関する支援と社会への適応活動）の基礎的情報が書かれたリーフレットの提供。</p>
<p>ハンガリー(9390万ユーロ)                  対象グループ：すべて。                  物的支援：食べ物（詰め合わせと作りたて）、物的支援、子ども用品。                  付随的措置（計画中）：精神疾患を抱えた人への初歩的保健サービス、薬物中毒のホームレスの診察、健康的かつ基本的な生活習慣と経済に関する指導。</p>
<p>アイルランド (2280万ユーロ)                  対象グループ：すべて。薬物依存の状態にある（またはあった）人。独立した生活に移行しつつある脆弱な人（緊急避難施設にいた人、施設でケアを受けていた人、元受刑者）。                  物的支援：食べ物と基礎的物品（衛生用品、衣類、履き物、学校用品）。                  付随的措置：主要な公共サービス全般への困窮者のアクセスを向上させる支援と助言のサービス。</p>
<p>イタリア (6億7060万ユーロ)                  対象グループ：すべて。特に経済的に不遇な家族と子ども。ホームレス。                  物的支援：食べ物（60%）、学校用品及び子ども用品（30%）、ホームレス向け物品。                  付随的措置：社会サービスや地元のサービスを受けるための行政手続きに関する支援。</p>
<p>ラトビア (410万ユーロ)                  対象グループ：すべて、失業者、遠隔地居住者。                  物的支援：食品、作りたての食事、衛生用品、子ども用学校用品。                  付随的措置：バランスの取れた食事と調理の指導、家計のやりくりに関する助言、国及び自治体のサービス（社会的包摂サービスを含む）の利用方法に関する情報と助言。</p>
<p>リトアニア (7720万ユーロ)                  対象グループ：すべて。                  物的支援：30万人分の食品詰め合わせと物品。                  付随的措置：社会的統合措置。</p>

<p>ルクセンブルグ (390万ユーロ)  対象グループ：すべて。  物的支援：食べ物と基礎的物品の支援。  付随的措置：食べ物その他（借金，識字教育，語学コース，法律）に関する助言。</p>
<p>マルタ (390万ユーロ)  対象グループ：社会的援助を受ける家計，最低賃金以下の収入（または低額の年金）で2人以上の子どもを抱える家計。  物的支援：食品詰め合わせ。  付随的措置：家計のやりくりと就業に関する情報と助言。</p>
<p>ポーランド (4億7340万ユーロ)  対象グループ：AROEPEの状態にある人，特に大家族とホームレス。  物的支援：食べ物の支援。  付随的措置：お金，健康的な食事，そして食べ物の無駄の防止に関するワークショップや教育プログラム。</p>
<p>ポルトガル (1億7690万ユーロ)  対象グループ：すべて。  物的支援：食べ物の支援と基礎的物品の詰め合わせ。  付随的措置：社会的統合措置。</p>
<p>ルーマニア (4億4100万ユーロ)  対象グループ：女性，16歳以上の子ども，65歳以上の人，障がい者。  物的支援：食べ物の支援と困窮した子どもへの学校用品。  付随的措置：衛生と栄養に関する教育，医療サービスや法律相談へのアクセスの支援，社会的サービスのオリエンテーション，就業に向けた指導と支援。</p>
<p>スロバキア (5510万ユーロ)  対象グループ：ホームレスと給付に頼る家計。  物的支援：食べ物と基礎的物品の支援。  付随的措置：パートナー団体やその他の社会的サービス供給者のサービス等の詳細な情報を含む，相談のためのリーフレット。支給された食品の利用・保存の方法（例えばレシビ）や食料の無駄を最小にする方法といった実用的情報。</p>
<p>スロベニア (2050万ユーロ)  対象グループ：すべて。  物的支援：食べ物の支援。  付随的措置：精神・社会的相談及び支援，社会的技能の向上，支援受給者のよりよい社会的包摂に貢献するその他の活動に関する情報。</p>
<p>スペイン (5億6340万ユーロ)  対象グループ：すべて。  物的支援：食べ物の支援。  付随的措置：社会的統合措置（パートナー団体による）。</p>
<p>英国 (390万ユーロ)  対象グループ：困窮した児童と生徒。  物的支援：食べ物（学校での朝食）。  付随的措置：若年層への健康的食習慣の奨励と彼らの家庭に対する節約支援。</p>

**OP II (付随的措置は適用されない)**

デンマーク (390万ユーロ) 対象グループ：ホームレス 支援：シェルターの提供とソーシャルワーカーの関与による、ホームレスの状況の改善。
ドイツ (7890万ユーロ) 対象グループ：ドイツの市民権を持たず、ドイツに到着して間もない、不利な状況に置かれたEU市民及びその子ども、ホームレスとそのリスクのある人。 支援：移民の子どもについて、物的支援、社会的サービス及び早期教育へのアクセスを改善すること。ホームレスとそのリスクのある人について、定期的なカウンセリングと支援措置の提供。
オランダ (390万ユーロ) 対象グループ：低収入の、もしくはかなりの負債を抱えた退職者。 支援：NGOや社会的サービスが提供する既存の社会的包摂活動（例えばITクラスの受講、夜間の映画鑑賞や美術館訪問、高齢の移民を対象とした会合など）への参加。
スウェーデン (790万ユーロ) 対象グループ：困窮者、特に社会的援助を受ける権利を一切持たないEU市民。 支援：スウェーデン社会、健康及び病気の予防に関する知識の増大。

出所：European Commission, 2019a, Annex II, pp.60-62.

作成者注：本表における受益者 (beneficiaries) は、本文の注13に関わらず、困窮者と同義であると解釈できる。

**参考文献** (URLを示した文献の閲覧日は2020年3月7日。)

1. European Commission (2018) "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the European Social Fund Plus (ESF+)", Brussels, 30.5.2018, COM (2018) 382 final ([https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/budget-may2018-european-social-fund-plus-regulation\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/budget-may2018-european-social-fund-plus-regulation_en.pdf)).
2. ——— (2019a) "Commission Staff Working Document: Mid-Term Evaluation of the Fund for European Aid to the Most Deprived", Brussels, 27.3.2019, SWD (2019) 148 final (<https://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=20911&langId=en>).
3. ——— (2019b) "Replies of the Commission to the Special Report of the European Court of the Auditors", in European Court of Auditors (2019).
4. European Court of Auditors (2009) "European Union Food Aid for Deprived Persons:

- An Assessment of the Objectives, the Means and the Methods Employed" Special Report No 6/2009 (<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/87fe66bc-c691-400f-83a6-12e63525f0d7/language-en/format-PDF>).
5. ——— (2019) "FEAD-Fund for European Aid to the Most Deprived: Valuable Support but Its Contribution to Reducing Poverty Is Not Yet Established", Special Report No 05/2019 ([https://www.eca.europa.eu/Lists/ECADocuments/SR19\\_05/SR\\_FEAD\\_EN.pdf](https://www.eca.europa.eu/Lists/ECADocuments/SR19_05/SR_FEAD_EN.pdf)).
  6. European Parliament (2019) "Fund for European Aid to the Most Deprived (FEAD)", PE 637.919 ([https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/637919/EPRS\\_BRI\\_\(2019\)\\_637919\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/637919/EPRS_BRI_(2019)_637919_EN.pdf)).
  7. López Vilaplana, C. (2013) "Population and Social Conditions: Children Were the Age Group at the Highest Risk of Poverty or Social Exclusion in 2011", Eurostat Statistics in Focus, Issue Number 4/2013 (<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/3433488/5585688/KS-SF-13-004-EN.PDF/dfc573c-e96c-45b7-a826-e110023d00c0>).
  8. 鳥村智子 (2017) 「欧州困窮者援助基金 (FEAD) に関する規則—貧困克服を目指すEUの加盟国支援—」『外国の立法』, no.271, pp.61-87。
  9. 豊嘉哲 (2016) 『欧州統合と共通農業政策』, 芦書房。
  10. ——— (2017) 「困窮者向け欧州援助基金 (FEAD) について」『山口経済学雑誌』, 第65巻, 第6号, pp.139-159。